

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【公開番号】特開2017-201071(P2017-201071A)

【公開日】平成29年11月9日(2017.11.9)

【年通号数】公開・登録公報2017-043

【出願番号】特願2017-158407(P2017-158407)

【国際特許分類】

D 21H 17/68 (2006.01)

【F I】

D 21H 17/68

【手続補正書】

【提出日】平成29年10月3日(2017.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

パルプと無機填料を含有する紙であつて、

前記無機填料の含有量は、前記パルプの全質量に対して2~40質量%であり、

前記無機填料はタルクを含有し、前記タルクの含有量は、前記無機填料の全質量に対して10~100質量%であり、

前記タルクが石英を含有し、

前記タルクの全質量に対する石英の含有量が1.2質量%以下であり、

前記紙の全質量に対する前記石英の含有量が0.34質量%以下であり、

前記石英の平均粒径が30μm以下であることを特徴とする紙。

【請求項2】

前記タルクの含有量は、前記無機填料の全質量に対して30~90質量%である請求項1に記載の紙。

【請求項3】

前記タルクの全質量に対する石英の含有量が0.8質量%以下である請求項1又は2に記載の紙。

【請求項4】

前記石英の平均粒径が30μm以下である請求項1~3のいずれか1項に記載の紙。

【請求項5】

前記パルプはアカシア由来のパルプを含む請求項1~4のいずれか1項に記載の紙。

【請求項6】

前記アカシア由来のパルプの含有量は前記パルプの全質量に対して30質量%以上である請求項5に記載の紙。

【請求項7】

前記紙の全質量に対する前記石英の含有量が0.034質量%以下である請求項1~6のいずれか1項に記載の紙。